



宮 崎 県 公 報

平成19年2月3日（土曜日） 号外 第12号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第84号の5

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成19年宮崎県告示第31号の3）を次のとおり変更する。

平成19年2月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 移動を制限する家畜の種類等

- (1) 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- (2) 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 移動を制限する区域

ア 宮崎市古城町の一部（岡ノ原、岡ノ屋敷、丸尾、屋倉下、小蒔、六反田、池ノ内、南川内、北田、和田内、宮田、加奈江、丸拾田、宮ヶ迫、西ヶ迫、妻田、笠ヶ池、柳ヶ迫、孫太郎、大谷、甲斐本、百畝町、犬ノ馬場、柳町、馬場田、古城、後藤寺迫、南田、門前、多留見、山ノ迫、丸尾ヶ迫及び西之丸）、源藤町、大字恒久、大字田吉の一部（吹池、山内、赤江、大丸、田吉、垂門、北下屋敷、西前島、東前島、津屋原、南下屋敷、金銅、北沼口、番所下、垣原、西松崎、城ノ下、池田及び肥屋田）、大字赤江、大字本郷南方、大字郡司分、大字熊野、大字加江田の一部（平畑、犬ノ馬場、山下、岩崎、入料、前田、松ノ元、前鶴、下鶴、車坂、淵ノ上、元伊勢、榎木島、平十島、天神、中島、仮神、仮神野、山ノ口、原毛、小松、大島、片ノ田、深田、鳥居越、家一郷及び月の輪）、大字鏡洲の一部（山田、堂ノ尻、竹ノ内、楠ノ元、星叶、又江、丸野、稲鶴、越ノ下、前田、中山、村内、小河内、小谷、大羅、七ツ山、芳ノ元、柳河内、塩鶴、平床、一ノ坂、家一郷、荒川及び一反田）、月見ヶ丘1丁目、月見ヶ丘2丁目、月見ヶ丘3丁目、月見ヶ丘4丁目、月見ヶ丘5丁目、月見ヶ丘6丁目、月見ヶ丘7丁目、希望ヶ丘1丁目、希望ヶ丘2丁目、希望ヶ丘3丁目、希望ヶ丘4丁目、本郷1丁目、本郷2丁目、本郷3丁目、学園木花台北1丁目、学園木花台北2丁目、学園木花台北3丁目、学園木花台桜1丁目、学園木花台桜2丁目、学園木花台西1丁目、学園木花台西2丁目、学園木花台南1丁目、学園木花台南2丁目及び学園木花台南3丁目

イ 宮崎郡清武町大字加納、池田台、加納1丁目、加納2丁目、加納3丁目、加納4丁目、加納5丁目、池田台北、あさひ1

丁目、あさひ2丁目、大字木原、新町1丁目、新町2丁目、大字船引（二ツ山、小河所、牧原、寺田、紫野、川平、黒北南、黒北、見極田及び上ノ原を除く。）、正手1丁目、正手2丁目、正手3丁目、大字今泉、大字今泉甲（牟田元、狸ヶ穴、元作、横狩倉、穴ノ口、芳ノ元、山田、尾平及び楢原を除く。）、大字今泉乙（松原及び県道大戸野清武線の若宮橋と町道松叶・石坂線の側の金比羅宮を結ぶ線の南側を除く。）及び大字今泉丙

2 搬出を制限する家畜の種類等

- (1) 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- (2) 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 搬出を制限する区域

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成19年宮崎県告示第31号の3）3に掲げる区域のうち1(3)に掲げるものを除いた区域